

 Topic 5 地域おこし協力隊活動報告会を開催



7月31日、地域おこし協力隊の活動報告会「枕崎市地域おこし協力隊3人の歩み～地域をつなぐ、未来を描く～」が開催され、本市で活動している3名の地域おこし協力隊がそれぞれの活動報告を行いました。

今年で2年目となる赤池隊員は、これまでのスポーツを通じた地域づくりとこれからの活動について、今年度から着任した清水隊員は、枕崎移住への思いを話しました。

また、大橋隊員は7月末をもって協力隊としての3年間の任期を終え卒業となりました。地域おこし協力隊として、移住・定住を通じた地域づくりに取り組んでいただきました。報告会では、これまでの活動の振り返りと成果を報告しました。

 Topic 6 けん玉南部九州地区大会での優勝報告と全国大会への意気込みを語る



8月12日、枕崎小学校5年生の高松燈吾さんが市長を訪問し、6月22日に薩摩川内市で開催された、第37回全日本少年少女けん玉道選手権南部九州地区代表選考会での優勝報告と8月24日に東京都で開催される全国大会に向けての意気込みを語りました。

4歳の時にけん玉に出会い、これまで数多くの技に挑戦し続けている高松さんは「南部九州代表として初めての一勝を目指して頑張ります」と話しました。

高松さんのますますの活躍を期待しています。

 Topic 3 市議会と枕崎高校生が意見交換会を実施

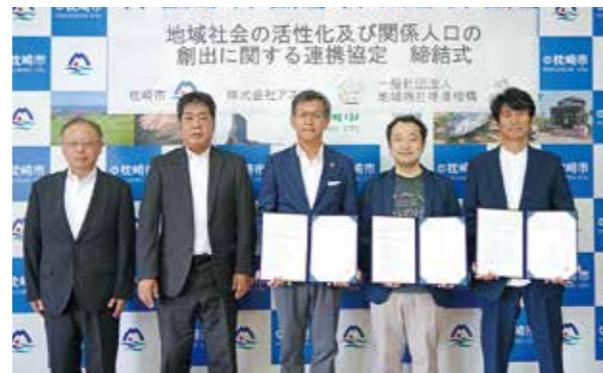


7月28日、枕崎高校で同校の生徒と市議会議員との意見交換会が実施されました。この会は、市議会が市民に開かれた議会として各種団体等との意見交換を行うもので、昨年度に引き続き今年度も高校生を対象に開催されました。

参加した生徒からは、事前に「地域の核としての高校のあり方、とらえ方」「現状を把握した上で20年先を見据えた市政のあり方」の2つのテーマで質問が寄せられ、これに議員が回答する形で会は進行しました。

さらに生徒からは、野球以外のスポーツ振興、高校生と高齢者で理解を深め合うための世代間交流、枕崎市の特産品を使ったフェスティバルの開催などの提案があり、若い目線の率直な意見を聞く貴重な機会となりました。

 Topic 4 地域社会の活性化及び関係人口の創出に関する連携協定を締結



7月29日、本市は「さとのば大学」を運営する株式会社アスノオト、一般社団法人地域商社推進機構の2者と「地域社会の活性化及び関係人口の創出に関する連携協定」を締結しました。

さとのば大学は「地域を旅する大学」として、地域に暮らしながら実践するプロジェクト学習を軸とした新しいスタイルの市民大学です。今回の協定の締結により、枕崎市、株式会社アスノオト、一般社団法人地域商社推進機構の3者が連携し、さとのば大学の地域留学プログラムの実施を通じて、地域社会の活性化および関係人口の創出が図られます。

 Topic 2 水産高校と稚内市の中高生がコンカツポロシャツを製作



7月23日、鹿児島水産高校の生徒5名が市長を訪問し、コンカツプロジェクトの新たなロゴデザインおよび同デザインを使用したポロシャツの完成報告を行いました。

ロゴデザインは、鹿児島水産高校の生徒と北海道稚内市の中高生が交流を深めるために制作したもので、稚内市の特産品である昆布と本市の特産品である鰹がイメージされています。

鹿児島水産高校の生徒を代表して、今門優空さん(海洋科3年)は「貴重な経験に携わらせていただき、ありがとうございます」と話しました。

完成したポロシャツは、今後一般向けの販売も予定しています。

 Topic 1 水高カッター部が九州大会の優勝報告と全国大会への意気込みを語る



7月23日、鹿児島水産高校カッター部の生徒が市長を訪問し、6月22日に長崎県で開催された、第50回九州地区水産・海洋高等学校カッターレース大会での優勝報告と7月26日に京都府で開催される全国大会に向けての意気込みを語りました。

キャプテンの木下優大さんは「練習時間を多く取ることが難しい中でも、工夫しながら効率よく練習してきました。全国大会では、どの参加チームよりもレースを楽しみ、勝ちたいです」と話しました。

カッター部の皆さん、ますますの活躍を期待しています。

空き地バンク制度が始まりました

本市における空き地の有効活用を通して、本市への定住等を促進し、地域活性化を図るために、空き地バンク制度に引き続き、本年4月1日から新たに「空き地バンク制度」を開始しました。

空き地バンク制度では、空き地バンク制度と同様に本市ホームページ内に市内の空き地を掲載し、市民の方で土地を購入したい方や市外の方で本市へ移住し土地の購入を検討している方とのマッチングを行い、市民の定住促進や市外からの移住促進を図ります。

制度の概要は、次のとおりです。

■対象となる土地

現在、居住のための建物がない土地、または居住のために適当でない建物がある土地で、住宅等の建築が可能な土地。ただし、農地法の第2条第1項に規定する農地を除く。

■掲載の要件

- (1) 現況地目が宅地または雑種地であること。
- (2) 住宅等の建築が可能な土地であること。
- (3) 接道に上水道(簡易水道等を含む)の配水管が布設されていること。
- (4) 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、津波浸水想定区域に指定されていないこと。
- (5) 売買契約後、速やかに名義変更が可能であること。

■申請方法

仲介不動産事業者と共に申請書を提出してください。

詳細は、市ホームページをご覧くださいか、以下の問合せ先へご連絡ください。

■問合せ 企画調整課企画調整係 TEL76-1089



▲市HP